

議案第94号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年5月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年
さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育 法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す る中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期 課程、特別支援学校の中学部又はこれらに<u>準じ る</u>ものを卒業する日又は修了する日の属する月 の末日までの者その他規則で定める特別の事情 がある者で、医療保険各法の規定による被保険 者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいづ れかに該当する者を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育 法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す る中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援 学校の中学部又はこれらに<u>準ずる</u>ものを卒業す る日又は修了する日の属する月の末日までの者 その他規則で定める特別の事情がある者で、医 療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 であるもの。ただし、次のいづれかに該当する 者を除く。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。